

# 入院時食事療養（Ⅰ）について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

（食）第215号

病気やけがで保険医療機関に入院したときは、療養の給付とあわせて食事の給付を受けることができます。

入院期間中の食事の費用は、健康保険から支給される入院時食事療養費と患者様がお支払いになる標準負担額でまかなわれます。

標準負担額は、平均的な家計の食費を勘案して厚生労働大臣が定めることとなっています。

また、住民税非課税世帯と標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の要保護者となる世帯（以下、低所得世帯という）の人及び市町村民税の非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない方（70才以上の高齢受給者に限る。）については、次のようになります。

また、標準負担額など食事療養費に要した自己負担額については、高額療養費の対象から除外されます。

なお、1日の標準負担額は、3食に相当する額を限度とします。

## 【標準負担額】

|  |       |      |
|--|-------|------|
| 一般の方                                     | 1食につき | 490円 |
| 難病患者、小児慢性特定疾患患者の方<br>（住民税非課税世帯を除く）       | 1食につき | 280円 |
| 住民税非課税世帯の方                               | 1食につき | 230円 |
| 住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が<br>90日を超えている場合    | 1食につき | 180円 |
| 住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に<br>満たない70才以上の高齢受給者 | 1食につき | 110円 |

令和6年6月1日

医療法人財団 光明会  
明石こころのホスピタル  
院長 熊野 肇

